

二戸地区広域行政事務組合公告第6号

公 告

下記のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「政令」という。）第167条の6及び二戸地区広域行政事務組合財務規則第1条に基づき準用する二戸市財務規則（平成18年規則第59号。以下「規則」という。）第114条の規定により公告します。

令和7年7月18日

二戸地区広域行政事務組合

管理者 二戸市長 藤原 淳



1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

災害対応ドローン購入

(2) 数量

1式

(3) 規格及び仕様

別紙「仕様書」のとおり。

(4) 納入場所

二戸地区広域行政事務組合消防本部（二戸市金田一丁目上田面300番地2）

(5) 納入期限

令和8年2月27日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

(1) 本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に政令第

167条の4第2項の規定により当組合の入札参加制限を受けていない者であること。

ウ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に当組合から指名停止措置を受けていない者であること。

エ 当組合建設関連業務並びに物品販売等入札資格審査申請要綱に基づく令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

オ 国税（法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、県税（岩手県）、市町村税（当組合構成市町村）に滞納がない者であること。

カ 過去5年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と無人航空機又は同等の物品納入に係る契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。

(2) この入札に参加しようとする者は、(1)に定める資格の審査等のため、令和7年8月1日（金）午後5時00分までに3の(3)に定める部署宛てに持参、又は郵送（一般書留又は簡易書留）により下記必要書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けること。なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者はこの入札に参加できない。

ア 入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式第1号。以下申請書兼誓約書という。）

イ 調達物品に係る業務実績調書（様式第2号）

※内容を証明する書類として契約書等の写しを添付すること。

ウ 委任状（様式第3号）

3 契約条項を示す場所及び仕様書等を交付する場所並びに期間等

(1) 交付期間

令和7年7月18日（金）～令和7年8月1日（金）

(2) 所在地

岩手県二戸市金田一字上田面300番地2

(3) 部署名

二戸地区広域行政事務組合消防本部 総務課

電話 0195-26-8111 FAX 0195-26-8113

※ 二戸地区広域行政事務組合ホームページ（<http://www.cassiopeia.or.jp/>）からダウンロードすることができます。

(4) 質問先

仕様書について不明な点がある場合には、令和7年7月28日（月）正午までに3の(3)に定める部署宛に書面で提出すること。

なお、質問に対する回答は、原則として質問を受け付けた翌日（土日祝日を除く）に、質問者宛てのみならず、質問者名を伏せたうえでホームページ上に公表するものとする。

4 入札の場所及び日時

(1) 場所

岩手県二戸市福岡字川又47番地 二戸市役所別館（旧保健センター）2階入札室

(2) 日時

令和7年8月8日（金） 午後1時15分（受付は午後1時00分までに終了すること。）

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

本件入札については、政令第167条の5第1項に定められる資格要件を設けて入札資格審査を行うため、資格を有することが認められた場合は、規則第117条第2号に基づき入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

ア 落札者は本契約の日までに契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。

ただし、書面による承諾を得てこの期間を延長することができる。

イ 期間内に契約を締結しないときは契約の効力を失う。

ウ 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

② 入札参加資格審査の結果、政令第167条の5第1項に定められる資格を有すると認められた場合において、過去2か年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

③ 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。

エ 契約保証金の納付に代えて提供できる担保は次に掲げるものとする。

- ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ② 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証

6 入札の無効要件に関する事項

- (1) 談合、その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (2) 入札参加資格がないと認められた者及び参加資格審査確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (3) 入札書の金額、氏名、印影その他入札要件の記載が確認できない入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札
- (5) 鉛筆等、容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (6) 前各号のほか、入札条件に違反した者の入札
- (7) 落札の無効又は落札者からの契約解除により相手方に生じた損害は、組合において賠償の責任を負わない。

7 入札心得に関する事項

(1) 入札

ア 入札参加者は、入札条件、仕様書、契約書（案）等を熟覧のうえ入札しなければならない。

イ 入札参加者は、公示に示した時刻までに入札会場に参集しなければならない。

ウ 郵便による入札は認めない。

エ 入札参加者は、定められた入札書（当組合ホームページからダウンロードし入手すること。）を作成し、入札執行者の指示により提出しなければならない。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第3号）を持

参させなければならない。

カ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

キ 入札参加者は、政令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(2) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的でほかの入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならぬ。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前にはほかの入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札の不参

ア 申請書兼誓約書を提出し、入札参加を認められた者は入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札に参加しないことができる。この場合は次の①又は②に掲げるところにより申し出なければならない。

① 入札執行前にあっては、入札不参加届（様式第4号）を契約担当者に提出（持参、郵送又はファクシミリ）するものとすること。

② 入札執行中にあっては、入札執行者への口頭による申し出、又は入札不参加届（様式第4号）の提出若しくはその旨を明記した入札書を提出すること。

イ 前号の規定により入札に参加しなかった者はこれを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(5) 落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 再度入札

ア 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札は2回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは入札を終了する。

イ 入札不参加の申し出を行った者、入札に遅参した者は再度入札に参加できない。

(7) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

ア 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

イ 前項の場合において当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(8) 契約書等の提出

ア 契約書を作成する場合においては、落札者は契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。

ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

イ 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(9) 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 契約締結の留意事項

落札者の決定後、本契約締結までの間に落札者（共同企業体の場合はその構成員も含む。）が、次のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

ア 当組合から指名停止を受けた場合

- イ 政令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当した場合
- ウ 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合
- エ 法令等違反が明らかになり、当組合管理者が契約の相手方としてふさわしくないと認めた場合

8 最低制限価格の有無

最低制限価格は設定しない。

9 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において当該契約書には賠償に関する定めを設けるものとする。

